

# 「企業グローバル」

## 起草に当たって

### 改定案起草委員会 事務局

(一社)日本在外企業協会 専務理事 畑中富男

現行の日外協「海外投資行動指針」は1987年に発表された。指針の骨子は、投資先国産業・社会との協調・融和、現地会社の主体性、良好で適正な労使関係の確立、技術移転・再投資の促進である。その後、わが国企業はめざましいグローバル化を遂げ、今も拡大を続けている。本邦企業が事業活動を行う国・地域では、その役割に対する期待が高まる一方、責任ある行動が強く求められるようになった。また、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針などの企業行動に関するガイドラインが発表され、グローバルに活動する企業は、国や地域の法律を遵守するだけではなく、国際的に認められた基準に従わなければならないという考え方が一般化してきた。

しかし、同指針にはこのような動きが反映されていない。また、現在日本は、貿易収支の赤字を所得収支の黒字で補完するという経済構造に大きく転換している。再投資の促進を骨子とする従来の指針はこの点でも改定が必要である。さらに、わが国には「三方よし：売ってよし、買ってよし、世間よし」という近江商人の言葉に代表される「企業は社会の公器」という商人哲学が古くから存在する。また、「里山の自然」で表現されるように、自然を人間社会と対置してとらえず、自然との共生を図るという国民性も存在している。このようなわが国企業に内在する行動原理を新指針に反映したいという思いも今回の改定の動機であった。

以上の理由・動機に基づき、新指針の起草に着

手した。起草委員をお願いするにあたり、現行指針の主査は名古屋大学経済学部の飯田経夫教授であったことに鑑みて、最初にご相談した慶應義塾大学経済学部の木村福成教授から、「指針の作成は、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針などに精通した弁護士の先生かビジネススクール教授が適任」とのご助言をいただき、委員長をお願いしたのが国広総合法律事務所の國廣正弁護士と中村克己弁護士であり、國廣弁護士からは、麗澤大学経済学部の高巖教授を紹介された。この3者に日外協を加えた4者で新指針案の作成を開始したのが昨年11月だった。その後、数回の会議とメールでの交信を繰り返し他の起草委員およびアドバイザーの意見を反映して完成させたのがこの新指針である。

本「企業グローバル行動指針」は、国連グローバル・コンパクトに定める4つの柱である「人権」、「労働者保護」、「環境保全」、「腐敗防止」に「競争的行為」を加え、5つの骨子とした。また、それぞれの課題について何故、何のために取り組むのか、何を実施するのかという構成とし、序文と基本的姿勢を加えて全7章とした。

会員企業の皆様には、本「行動指針」をご参照いただき、各社の事業、業態、規模、進出先などを考慮して、具体的な「行動指針」の制定をお願いしたい。すでに同様の指針をお持ちの企業は、今後の改定作業の中で本「行動指針」を参照していただきたい。

# 行動指針」

## 改定にあたり、意識したこと

「企業グローバル行動指針」の発行にあたり、筆者らは、21世紀に入ってからの「企業を取り巻く世界的な変化」を念頭に置き、改定作業を進めた。旧版「海外投資行動指針」との違いを明確にするため、ここに特に注意を払った2点をあげておきたい。

第1は「人権問題」に対する考え方が大きくシフトしたことである（これには、児童労働や強制労働に関する考え方も含まれる）。

20世紀末、「人権上の義務は、国家だけでなく、企業にもある」としばしば主張されたが、産業界はこれを支持しなかった。国家には法を制定・執行する権限（管轄権）があるが、企業にはそれがないからである。

長い対立の末、国連人権委員会での新たな議論が始まり、その成果は、産業界や人権擁護団体を含むすべてのステークホルダーの合意を得て、「ラギー・レポート」（2008年から複数発行）として公表されることになった。これにより、人権尊重は、企業の「義務」ではなく「責任」として位置付けられることになった。

同レポートでは、①「国家」が人権と根本的自由を尊重・保護・充足する義務を負うこと、②「企業」が関係法令を遵守し「人権尊重責任」（responsibility）を負うこと、そして③「人権侵害に苦しむ人々」に対し適切で効果的な救済の権利を保障すること、言い換えれば、全ての「関係者」がその救済に協力すること、が明記された。

## 改定案起草委員会 委員

麗澤大学 経済研究科 教授 高 巖



（たか・いわお）  
1995年早稲田大学より商学博士号取得。米ペンシルベニア大学ウォートン・スクール客員研究員を経て現職。国民生活審議会専門委員、運輸審議会専門委員などを勤める。2008年全米企業倫理コンプライアンス協会より、International Compliance and Ethics Award受賞。主要著書：『ビジネス・エシックス [企業倫理]』（日経出版）ほか。

国家は、自身の管轄権内において人権に関する法的枠組みを構築し、それを執行する「義務」を負う。これが基本だ。ただし、グローバル社会においては、全ての国家が期待通りに義務を履行するとは限らない。国家（独裁政権、腐敗政権など）が人権を蹂躪することさえある。それゆえ、国家とは別の主体として、企業に人権問題への取り組みを求めたのである。

10年のレポートは、企業における取り組みを「他者の権利の侵害を避けることであり、起こるかもしれない悪影響に対応すること」とした。そして、その責任の範囲を「企業自身の活動が生み出す、また『他の主体』との関係を通じて生み出す人権への実質的・潜在的な影響」とした。「他の主体」とは、ビジネスパートナー、サプライチェーンに入っている事業者などを指す。

企業の活動や他主体との関係は、事業展開する国の社会的脈絡や扱う製品や関わる業界などで異なってくるため、同レポートは、人権への影響の大きさなどに応じて取り組み内容や範囲を工夫す

ることも、企業側に求めている。

本「行動指針」の各所にサプライチェーンに関する記述が出てくるのは、この「ラギー・レポート」の提言を強く意識したからである。

第2は「海外腐敗行為」などの「不公正なビジネス慣行」に関し、世界の考え方が急速に変化したことである。

巨大開発プロジェクトなどの入札情報を、自己利益のために政府関係者が漏らし、特定の外国企業を優遇することは(競争法違反であることは言うまでもない)、当該国家に莫大な損害<sup>ばくだい</sup>を与えることになる。世界銀行やOECDは、企業が外国政府の政治家や官僚に不正な利益を提供する行為は、やがて相手国政府の関係者を「国民に仕えるサーバントでなく、国民を搾取するマスターに変える」と警鐘を鳴らす。

「賄賂をもらわなければ、仕事をしない」「国益を犠牲にし、私利を追求する」政治家や官僚をつくることは、結局、相手国の法の統治を破壊し、国家の持続的発展を阻むことになる。

例えば、ウクライナは腐敗した前政権に国民が怒りを覚えた結果、今の危機的状況に陥った(ヤヌコビッチ在任中、370億ドルもの資金が国庫から消えた)。また中国においても、共産党幹部や政府職員の腐敗に対し、国民の不満が膨らみ続けている。これを抑えるため(共産党の威信を取り戻すため)、習近平政権は腐敗撲滅運動に力を入れるが、その捜査の結果、元共産党幹部(周永康)が145億ドル以上の資産を保有していたという事実が判明してしまった。現政権による舵取り<sup>かじ</sup>はますます難しくなっている。

ウクライナや中国に限らず、途上国では、毎年200億ドル～400億ドル(2兆円～4兆円)という莫大な資金が消失している。これに企業が加担することは、結局、大きな付けを後世に残すことになる。

国家レベルの問題は、個別企業の行動を変える上で十分な説得材料にならないかもしれない。そ

れゆえ、筆者らは「不公正なビジネス慣行」に対する主要国の法執行上の変化にも注目した。

21世紀に入り、米英を中心に当局による関係法令の域外適用が進み、また厳罰化、起訴猶予合意、内部告発制度などのツールが整い、不正はかつてとは比較にならないほど簡単に、しかも芋づる式に摘発されるようになってきている。日本の国内法だけを意識して経営する時代は終わったと言ってよい。グローバルにビジネスを展開する企業は、その変化を肌で感じ、時代に対応していない部分があれば、態勢の立て直しを急ぐべきである。

CSRを実践する企業は「公正な事業慣行など基本中の基本であって今さら」と一蹴するかもしれないが、この部分でのつまずきは、想像を超えるほどの大きなダメージを企業に与えることになる。

本「行動指針」において、これまで詳細に記載しなかった「海外腐敗行為」や「反競争的行為」に関し、新たな項目を立てたのは、まさにこの変化を受けての措置であった。 ■

## 「企業グローバル行動指針」の構成

### 前文

### 基本的姿勢

#### I. 人権

(【行動指針】と【行動指針に関する解説】)

#### II. 労働

(【行動指針】と【行動指針に関する解説】)

#### III. 環境

(【行動指針】と【行動指針に関する解説】)

#### IV. 腐敗防止

(【行動指針】と【行動指針に関する解説】)

#### V. 反競争的行為

(【行動指針】と【行動指針に関する解説】)